

名家連ニュース

令和2年4月14日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.707号

新型コロナウイルス感染拡大防止対策 名古屋市総合社会福祉会館臨時休館発表

愛知県は10日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県独自の「緊急事態宣言」を出しました。県民に対し、5月6日まで不要不急の外出を控え、政府の「緊急事態宣言」の対象地域への移動を自粛するよう強く要請しています。私たちも県民・市民の一員として要請内容を順守していきましょう。

新たな事態の中で、名古屋市総合社会福祉会館(5階～7階)の臨時休館が発表されました。

名古屋市社会福祉協議会ホームページより抜粋

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため5階～7階の会館の臨時休館を行います。期間は、令和2年4月10日～同年5月31日まで。尚、今後の感染の広がりなどの状況によっては延長する場合があります。



◆◆◆◆ 5月開催予定の講演会・講座は中止となります!! ◆◆◆◆

上記のように、会館が使用できなくなったため、5月16日開催予定の長江美代子先生(日本福祉大学教授)の記念講演「～本人と家族をともに支援する家族支援～」及び5月19日開催予定の「精神疾患の理解と対応」の講座は中止します。各家族会においては、会員の皆様に周知して頂きますようお願い申し上げます。名家連としてもホームページなどで皆様への周知に努めさせていただきます。

— 第22回定期総会は規模を縮小して開催します —

5月16日(土)の第22回定期総会は、現在の緊急事態を考慮しながら、会場変更及び規模を縮小して開催いたします。名家連の定款は、市内14家族会の団体加盟組織となっています。従って、正会員は各家族会1名となっています。定款では、9家族会から各1名計9名出席すれば総会は開催できます。※通常の総会は、より多くの方々に参加を呼びかけ、記念講演会も開催してきました。

NPO法人名古屋市精神障害者家族会連合会定款より

第4章総会 第22条(構成) 総会は、正会員をもって構成する。
第27条(定足数) 総会は、正会員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。



尚、第22回定期総会議案書や規模縮小の周知文は、各家族会会長宛に郵送させていただきます。会員の皆様のご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの脅威が、市民生活に大きな打撃を与えています。感染終息への先行きは不透明であり、今後も中止や変更の連絡が多くなりますことをご承知ください。

この見えない敵からの苦難・困難を、家族や周りの人たちと共に乗り越えて生きましょう。